

Ⅲ. まとめと提言

1. まとめ

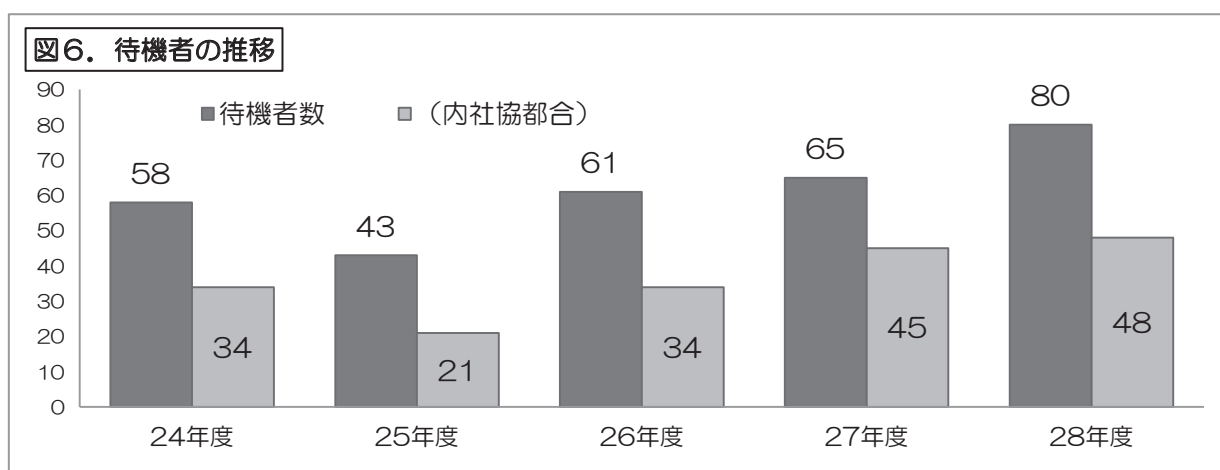
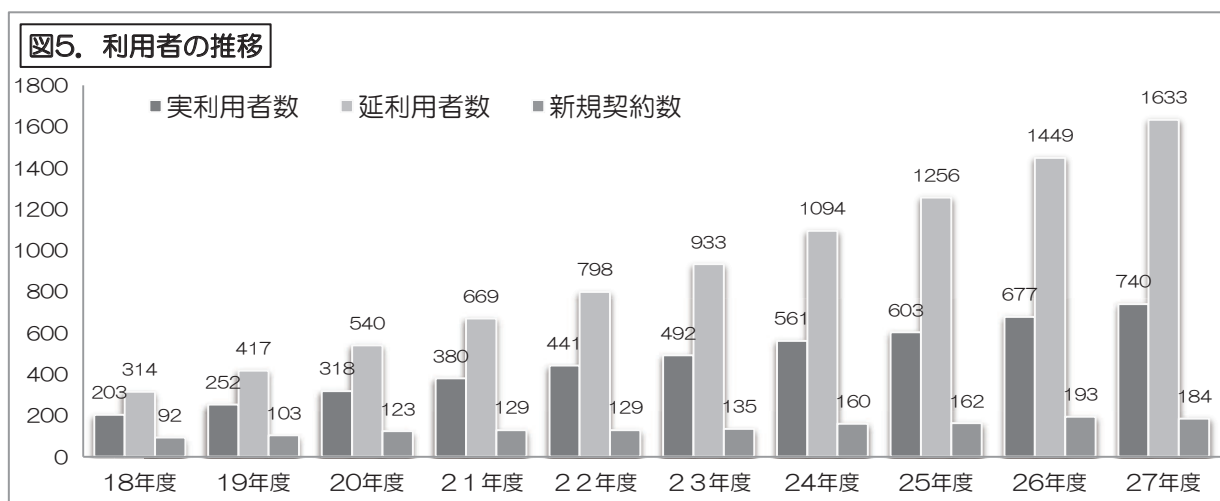
(1) 地域福祉権利擁護事業から見える課題

①地域福祉権利擁護事業の利用者・利用待機者が増加している

○実利用者は、平成 25 年度 603 名、平成 26 年度 677 名、平成 27 年度 740 名と年々増加している。また、新規契約者は、平成 25 年度の 162 名から平成 26 年度の 193 名をピークに、平成 27 年度 184 名と高止まりをしている（図 5）

○一方、利用待機者は平成 26 年度 52 名、平成 27 年度 65 名、平成 28 年度 80 名（6 月末時点）と年々増加しており、「ニーズはあるが契約ができない」状況が続いている（図 6）。

○この背景には、ニーズに対して専門員の配置が十分ではないことや、生活支援員の不足、困難ケースの増加に伴う専門員対応の増加、などがあると考えられる。



②地域福祉権利擁護事業は、成年後見制度に「つなぐ」役割を担っている

○平成 25 年に日常生活自立支援事業の要領が改定され、成年後見制度の利用支援が追記された。
（実施要綱 4-（1）-ウ「相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、

成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努める」)

- 「解約・終了」事由において「成年後見制度利用」による解約・終了が約 1/4 以上を占めており、今後も増加することが見込まれる。(平成 27 年度の解約者 121 名のうち、34 名 (28.0%) が、また、平成 28 年度 4 月から 12 月の解約者 92 名のうち、25 名 (27.1%) が成年後見制度利用による解約であった。)

③今後も権利擁護支援を必要とする人は増加していく

- 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)によると、2025 年には認知症高齢者の数は 700 万人、65 歳以上の高齢者の約 5 人に 1 人に達することが見込まれている。
- また、障害者総合支援法の基本理念において「障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨が規定されている。
- 地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度等の権利擁護支援を含め、障害の特性に応じた支援の仕組みづくりが必要になる。

(2) 京都府社協および京都府内市町村社協の今後の取組みと展開

検討事項に基づく協議・検討内容を、事務局において論点整理し、検討委員会に提示した。

各論点について、「現状」と「課題」を確認し、京都府社協および京都府内市町村社協の今後の取組みと展開についてまとめた。

論点 1. 地域における成年後見制度のニーズ調査の必要性について

①現状

- i. 「成年後見制度利用促進法」施行に伴い市町村行政の役割が明確化された
 - 利用促進法は、地方公共団体の責務として、成年後見制度の需要及び需要に応じる供給体制の把握を行うことを位置づけている。
 - また、地方公共団体は、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」ものとされている。
- ii. 利用促進の施策実施に社協も参画を求められている
 - 市町村社協は、利用促進法の定義する「成年後見等実施機関」又は(及び)「成年後見関連事業者」にあたる。
 - 「成年後見等実施機関」及び「成年後見関連事業者」は、国、地方公共団体、成年後見人等と相互に密接な連携の確保に努める。また地方公共団体は、法律の施策の実施においても連携を図ることを求めている。

②課題

- i. 地域における権利擁護ニーズの実態把握ができているか
 - 利用促進法において、市町村行政は、合議制の機関を設置したうえで、地域における成年後

見制度のニーズを適切に把握することが求められている。

○市町村社協としては、合議制の機関の設置や権利擁護ニーズ把握の必要性について、行政に働きかけを行う必要があり、設置された合議制の機関に参画し、ニーズ把握の調査を行う必要がある。

ii. 地域における権利擁護の推進に関する検討会等の実施が必要ではないか

○合議制の機関において報告書を作成する等の場合、地域福祉権利擁護事業の実状から見える課題等を施策に活かすことが重要になる。

○「地域における権利擁護の推進」という側面からは、市町村社協から積極的に、行政をはじめとする関係機関・団体に呼びかけ、「あり方」の検討を行う委員会等を設置することも考えられる。

③取組みの方向性

【施策や情勢を把握し、地域における権利擁護ニーズや成年後見制度の実態調査を行う】

- i. 行政に対しては、所管を明確にし、成年後見制度のニーズの量的な把握を行うよう求める。
- ii. 市町村社協は、当事者団体や福祉専門職等の意見から地域における質的課題の把握を行う。
- iii. 京都府社協は、連絡会の実施やモデル調査票の作成等のニーズ調査の推進支援を行う。

④社協の具体的な取組みと今後の展開

【具体的な取組み】

i. 権利擁護施策や情勢を把握する

○高齢者・障害者の権利擁護に関連する施策の総合的な理解

- 改正老人福祉法（平成 24 年）において、「市町村が後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るための体制整備を図る」（努力義務）が新設された。
- 障害者総合支援法（平成 25 年）において、後見等の業務を行う人材育成・活用のための研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業化（成年後見制度法人後見支援事業）した。
- 「障害者権利条約」批准（平成 26 年）に伴い、成年後見制度の包括的な代理権のあり方が問われている。
- 「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成 26 年）が策定され、成年後見制度（特に市民後見人）の活用促進が明記された。
- 「成年後見制度利用促進法」（平成 28 年）において、成年後見制度の需要の把握と需要に対して市民後見人の活用が協議されている。

○障害者の意思決定支援のあり方、成年後見制度の利用促進

- 平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法の附則において、法施行後 3 年をめぐりとして検討する事項として、「障害者の意思決定支援のあり方」、「障害福祉サービス利用の観点か

らの成年後見制度の利用促進のあり方」が検討規定となっている。

- 利用促進法の審議過程において、障害者権利条約 12 条に鑑み「成年被成年後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、それに基づき、必要な社会環境の整備等について検討を行う」ことが附帯決議されている。
- とりわけ、上記「意思決定支援」のあり方と、利用促進法に基づく成年後見制度利用促進委員会における論点とされている「社会的ネットワーク」の重要性や、利用者支援の場面において「地域に根差した支援機関」が求められていることについても理解をしていく必要がある。

ii. 成年後見制度のニーズ調査を行う

○地域における成年後見制度のニーズへの対応

- 利用促進法は、地域における成年後見制度のニーズに的確に対応することを基本理念としており、市町村は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務があるとされている。
- 市町村社協は、法で市町村に設置が求められている合議制の機関や、合議制の機関の設置に伴う準備会等への参画を行う必要がある。
- 市町村社協は地域福祉権利擁護事業の実態から、市民後見人の養成を行っていくのか、法人後見を推進していくのか等、今後の展開について、市町村に提起していく必要がある。
- 合議制の機関に参画をしたうえで、市町村社協として、地域の権利擁護ニーズと体制的な課題や実状についても協議を行っていく必要がある。

○ニーズ調査の実施への協力

- 市町村として権利擁護ニーズを量的に把握する際には、市町村社協としても地域の実態を把握し、市町村域における展望を描くことが必要になる。

【今後の展開】

- 国の政策において、市民後見人の養成が求められているが、市民後見人の養成は、地域における需要の把握と体制整備が前提になるため、現状の把握を行うための調査の実施と検討の場を求めている。
- 市民後見人の養成を含む、市町村域または圏域での成年後見制度に関する検討が行われる際に、地域福祉権利擁護事業の実状や今後の地域における権利擁護体制の構築についてのビジョンを合わせて検討する。
- 成年後見制度の検討には、三士会（京都弁護士会、京都司法書士会、京都社会福祉士会）をはじめとする成年後見関係専門職の参画が必須になるため、連携強化を図る。
- 体制整備に関しては、ニーズ等の実態に基づく予算を確保するよう働きかける。

論点 2. 市町村社協の持つ相談機能と関係機関・団体との連携・協働の必要性について

① 現状

i. 市町村社協の初期相談機能と関係機関・団体との連携

○市町村社協は社会福祉法に規定された「地域福祉の推進団体」であり、その形は地域特性に応じていることから、多様性はあるが、地域住民の「困りごと」を受け止めるという役割がある。

○これらの「困りごと」に関して、住民との協働で、または関係機関・団体と連携をして、解決をしていく役割がある。

ii. 市町村社協の各種事業と成年後見制度との関係

○市町村社協は、生活困窮者自立支援法に基づく、生活福祉資金貸付事業や地域福祉権利擁護事業を京都府内全市町村社協で実施している。

○また、生活困窮者自立支援事業や絆ネット等の見守り事業、介護保険法に基づく各種事業、障害者総合支援法に基づく各種事業を受託・実施している社協も多い。

○各種事業を利用している利用者や、判断能力に不安のある高齢者や障害者等を法的に支援する必要がある場合には、成年後見制度へつなぐ必要がある。

②課題

i. 初期相談には住民主体の地域福祉の推進が必要

○住民からの「ちょっと困ったこと」や「気になること」などを、見守り活動等の地域におけるつながりから受け止める初期相談の仕組みが重要である。

○初期相談体制の構築には、地域におけるつながりが一層求められる。

ii. 専門相談には福祉と司法の連携が必要

○住民や福祉事業所等からの福祉に関する相談においても、法的な知識が必要な場面が増えてきている。

○今後、認知症高齢者の増加や障害者の地域移行に伴い、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の相談が増えることが予想される。

○関係機関と連携のうえ、市町村社協内に成年後見制度の利用相談等を行う専門相談機関の設置の検討が必要である。

iii. 最終的な課題の責任主体である行政との連携

○福祉課題に対する最終的な責任主体は行政にある。市町村社協で実施している事業やインフォーマルな活動では解決できない課題は、行政と連携した解決方法の模索が必要になる。

○また、既存の取組み、狭間にある課題解決に向けた取組みに対する、行政からの財政支援を求めることも重要である。

③取組みの方向性

【市町村域及び広域で専門職ネットワークの構築し、重層的な相談機能について検討する】

- i. 行政に対しては、地域の困りごとを解決する責任主体として、相談機能の必要性を地域福祉計画に位置付けるよう求める。
- ii. 市町村社協は、市町村域での関係機関との連携を強化し、初期相談機能の強化を図る。
- iii. 京都府社協は、府域での関係機関との連携を強化し、財政基盤強化の働きかけを行う。

④市町村社協の具体的な取組みと今後の展開

【具体的な取組み】

i. 市町村社協の初期相談と専門相談（専門職）との連携・協働

○個別支援と初期相談との連携の強化と困りごとの「発見」

- 生活福祉資金や地域福祉権利擁護事業等の個別支援担当者と、初期相談（「心配ごと相談」等の生活相談事業や地域における、①アウトリーチ機能、②課題発見機能、③ネットワーク機能、④生活課題の把握・課題解決に向けた新たな活動展開）担当者との連携を強化する。
- 地域における生活課題から、権利擁護や成年後見制度に関する困りごとを「発見」する。

○初期相談から専門相談へのつなぎの支援

- 初期相談から浮かび上がる、権利擁護や成年後見制度の利用に関する相談（専門相談）に関して、地域の専門職等につなぐ仕組みを整備する。
- 地域において専門職との連携が難しい場合は、京都府社協において専門相談につながる体制を整備する。

○地域の専門職との連携による市町村社協の専門相談の実施

- 地域の専門職と連携・協働し、市町村社協において定期的に成年後見相談等の専門相談の実施も検討できる。

ii. 関係機関・団体とのネットワークの構築と協働

○関係機関・団体とのネットワークの構築

- 成年後見制度のニーズ調査を実施し、地域の専門職、関係機関・団体との連携を強化する中で、地域における権利擁護・成年後見制度に関する関係機関・団体との連絡会等のネットワークを構築することが考えられる。
- 単独受任をする専門職後見の実態や、実際の困難ケースの検討等をとおして、関係機関・団体との相互理解を深める。

○相談体制の重層化と拡充

- 関係機関との連携をとおして、地域の成年後見制度のニーズに対応できる体制を検討する。
- 連絡会等において、市町村社協の初期相談、市町村社協の専門相談、専門職との連携による専門相談について整理を行い、重層化することで、初期相談の出口を整備する。

○初期相談の出口の検討

- 市町村社協の初期相談や専門相談の出口としての成年後見制度のあり方を検討する。

- 地域の実情に合わせて、専門職後見、法人後見、市民後見の棲み分けについて協議・検討する。

【今後の展開】

- 成年後見制度の利用相談（初期相談）に関しては、社協や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、福祉事務所、社会福祉法人等の「地域に根差した支援機関」が成年後見制度の利用支援をすることが求められている。
- 市町村社協の初期相談と、関係機関との連携により実施される専門相談の実態から、地域における相談体制及び成年後見制度における市町村社協の関わり方を検討していく。
- 地域福祉権利擁護事業の対象ではない、又は地域福祉権利擁護事業の利用者で、専門職後見を望まない方や、専門職が単独で受任が難しいケース等の検討をととして、専門職と協働して解決する方法を模索する。
- 解決の一つの方法として、法人後見の実施や市民後見について研究・検討を行う。

論点 3. 地域における権利擁護支援の推進と法人後見の実施

①現状

i. 先駆的に法人後見に取り組む市町村社協の実施状況

- 綾部市社協は「成年後見制度研究プロジェクト」（平成 23 年度）を立ち上げ、法人後見にて、2 名の受任実績。後見類型 1 名、保佐類型 1 名（保佐監督人選任ケース）。
- 福知山市社協は「福知山市成年後見センター」（平成 25 年度）を開設。平成 26 年度より市民後見人の養成、平成 27 年度に第 1 号市民後見人誕生。同年、法人後見事業にて 1 名の受任実績（後見類型 1 名）。

ii. 体制整備済、検討会等実施（予定）市町村社協の状況

- 南丹市社協は平成 27 年度に、長岡京市社協は平成 28 年度に定款の変更を含めた法人後見受任体制整備を行った。
- 舞鶴市社協は、行政主催の「舞鶴市後見センター勉強会（仮称）」（平成 27 年度）に参画。
- 山城南ブロック社協は、圏域においてアンケート調査を実施し（平成 28 年度）、研究会の立ち上げを予定している（平成 29 年度実施予定）。

iii. 地域福祉（活動）計画等に位置付けた市町村社協の状況

- 京丹後市社協は、第 2 期地域福祉活動計画（平成 25 年度～平成 29 年度）において、「法人後見における社協の役割の研究」を置付けた。
- 亀岡市社協は、市の改定亀岡市地域福祉計画（平成 28 年度～平成 32 年度）において、「体制づくりの準備（法人後見・市民後見）」と盛り込んだ。

② 課題

- i. 市町村社協の法人後見の対象者について改めて検討が必要

○府内市町村社協で受任した３名の成年被後見人等は、全て地域福祉権利擁護事業の利用を経ている。

○弁護士不在地域等においては、地域福祉権利擁護事業の利用者のみでなく、成年後見制度が必要であるが、受任する専門職がない者、社協が法人で支援する方が適切である者等への社協の役割について検討が必要である。

ii. 情勢や法人後見の特性、体制上の課題等の整理が必要

○これまでの受任ケースから、市町村社協が法人後見を実施する意味・意義の共有や、実施上の各種課題を行政施策に反映していく必要がある。

○国の施策として市民後見人の養成が推進されている。市町村社協としての考え方の整理が必要である。

③取組みの方向性

【法人後見の実施に向けて具体的な検討を行う】

- i. 行政に対しては、成年後見制度や法人後見への理解を深め、財源の確保を求める。
- ii. 市町村社協は、役職員学習会や関係機関・団体との調整等を行い、これまでの地域福祉権利擁護事業の支援実績をもとに法人後見を実施する。
- iii. 京都府社協は、法人後見実施社協のバックアップ機能を担い、広域的な支援を行う。

④市町村社協の具体的な取組みと今後の展開

【具体的な取組み】

- i. 地域福祉権利擁護事業の出口としての法人後見の実施
 - 市町村社協の法人後見の対象を検討し、体制整備を行う
 - 地域福祉権利擁護事業の実態から受任対象を検討し、支援の出口として、法人後見の受任に向けた体制等の検討を行う。
 - 地域実状に合わせて、受任対象範囲拡大を検討する。
 - 学習会等をとおして役員への理解を求め、事業の実施要綱や受任を調整する委員会（以下「受任調整委員会」とする。）の設置要綱等を策定し、実施に向けた調整を行う。
 - 経済的な理由等で報酬が見込めないケースについて、成年後見制度利用支援事業の適用について、行政と調整を行う。
 - 関係機関・団体への運営参画依頼を行い、家庭裁判所との調整を行う
 - 地域包括支援センターとの役割の調整を行う。
 - 受任調整委員会の設置を行うために行政や三士会等への参画依頼を行う。
 - 管轄の家庭裁判所と協議を行い、受任に向けた調整を行う。
 - 地域福祉権利擁護事業利用者の受任調整を行い、候補者として、申立てに向けた調整を行う
 - 成年後見制度へ移行が必要で、身上監護中心、かつ市町村社協が継続して支援をする方が望ましいケースについて、受任調整委員会で検討をする。

- 受任調整委員会で、受任に向けて申立てることを決定した際には、候補者となり、申立てに向けた調整を行う。

ii. 受任対象の拡大について検討をする

○法人後見での受任が適しているケースについての受任を検討する

- 地域福祉権利擁護事業を利用していないが、「成年後見制度の利用が必要で、長期的に支援が必要なケースや、組織的な対応が望ましいケースで、かつ紛争性がないケース」など、対象を定めて受任の拡大を検討する。

iii. 成年後見支援センター（仮称）の運営または参画

○市町村社協が成年後見支援センター（仮称）の運営主体となった場合、専門相談機能の一つとして位置づける（イメージは次頁）

- 市町村行政に、専門相談の中核的機関となる成年後見支援センター（仮称）の考え方について理解を求めるとともに、センターの設置を求める。
- 市町村が設置をする成年後見支援センター（仮称）の運営主体として市町村社協が担う。または、参画ができるよう働きかける。
- 初期相談機能の出口として、成年後見制度の相談を行い、専門職へつなぐこと必要なケースについて専門職後見へつなぐ「ハブ機能」を持つ。
- 社協の法人後見での受任が適切なケースについては、法人での受任を検討する。

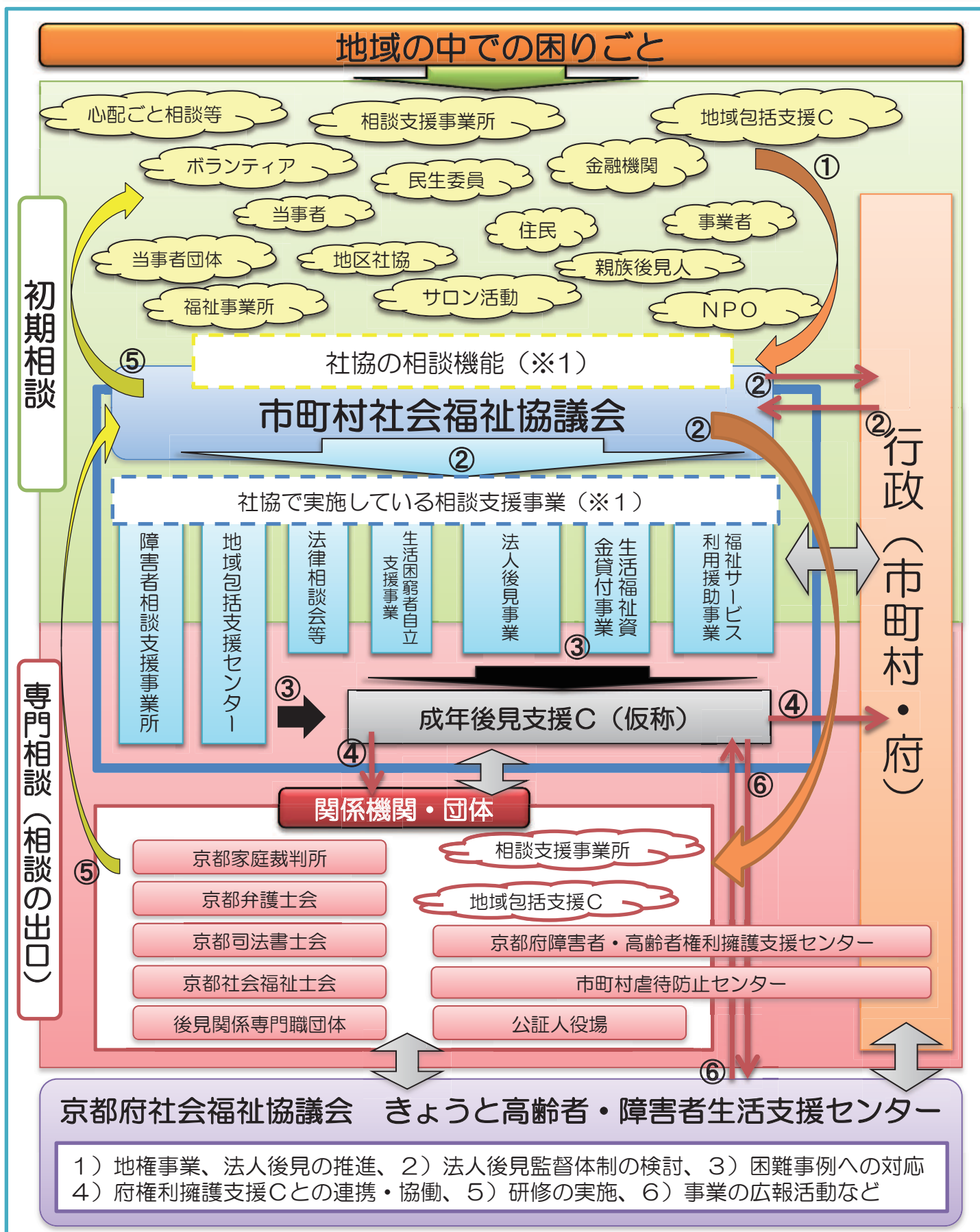
○相談事業や周知・啓発事業を実施する

- 成年後見支援センター（仮称）において、成年後見制度の相談会や、セミナー等の周知・啓発事業を実施する。
- 地域における成年後見人等との連携強化のために連絡会等を実施する。
- 親族後見人への相談支援を行う。
- 成年後見制度に関連する施策の運用実態から課題を抽出し、施策に関する要望等を行う。

【今後の展開】

- 地域福祉権利擁護事業を実施してきた市町村社協だから実現できる、権利擁護支援について模索する。
- 地域における「ささえあい」をベースにした、市民後見（地域後見）の仕組みを検討する。
- 地域包括支援体制における法人後見のあり方について検討を行う。
- 社会福祉法人の地域公益活動との連携を検討する。
- 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の狭間の課題について検討をする。

京都府内市町村社協が「成年後見支援センター」（仮称）の運営主体となった場合のイメージ



イメージの機能※1及び①～⑥の説明

(※1) 社協の初期相談機能

市町村社協の初期相談機能の形態は、地域特性に応じた形となっており、以下のように分類できる；

- アウトリーチ機能：サロン（身近な地域の拠点）や住民懇談会等の地域活動における課題把握。
- 課題発見機能：民生委員、福祉委員等の相談活動との連携による配慮が必要な方の発見。
- ネットワーク機能：自治会等による見守りの展開、地域の企業や商店と連携した初期の課題発見の仕組み。
- 生活課題の把握・課題解決に向けた新たな活動展開：

介護保険事業や障害者福祉サービス事業、住民参加型在宅福祉サービス等事業の実施

相談支援における市町村社協の役割

①社協の初期相談機能（生活課題の発見）

- 市町村社協では、地域で暮らしていくための土台である、①つどう（サロン活動）、②訪ねる（見守り活動・配食サービス）、③支え合う（生活支援ボランティア・生活支援サービス）、④つながる（小地域福祉活動など）、住民主体の地域福祉活動を実施している。
- 地域において、誰でも立ち寄れるサロン活動で出た「会話」や、見守り活動・配食サービスで聞いた「困りごと」から地域の生活課題の発見につながっている。
- 多くの市町村社協で実施している介護保険事業や、障害者福祉サービス、心配ごと相談等によって、地域の生活課題を発見し、社協の各種サービスにつなげる役割を担っている。

②社協の相談支援事業（実施事業の活用）

- 全ての市町村社協で、生活福祉資金貸付事業と福祉サービス利用援助事業を実施している。市町村社協によっては生活困窮者自立支援制度、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所を受託実施している。
- 社協は地域の生活課題に対して、実施している相談支援事業や公的な社会保障制度につなげる等、関係機関・団体との連携により解決を図っている。
- また、既存の社会資源での解決が出来ない場合、新しい社会資源の開発等を通じて、課題の解決を模索することもある。

③社協の専門相談機能（相談援助による解決）

- 生活課題の解決に向けて、医療や法律等の専門職の協力が必要なケースも多い。
- 専門職の協力が必要なケースは、見守りや同行を通じて相談者自身で解決ができることも多い。社協で助言ができることは、社協が支援を行うことも考えられる。
- 成年後見制度に関する、福祉相談支援職からの相談への助言や、親族後見人からの相談に対する支援を行うことも必要になる。
- 関係機関との連携から、専門職と協働することで課題解決をすることも考えられる。

④関係機関・団体との連携（専門職との連携）

- 生活課題において、相続や虐待など、社協の専門相談だけでは解決できないケースに対しては、より高度な専門相談が必要になる。
- これらの高度な専門相談については、関係機関・団体につなぎ、専門職と連携し課題解決に取り組むことが必要になる。
- 関係機関・団体、専門職への相談後の経過についても把握をする必要がある。

⑤住民との連携・協働（地域の中での協働）

- 地域の力で課題を解決する方が有効なケースについては、局内での連携を通じて、地域での課題解決方法を検討する。
- 当面の課題が解決した際には、安定した生活に向けて、地域での見守り等、地域との連携が必要になる。
- 解決が難しい課題には、新たな社会資源の開発を模索することも必要になる。

⑥府社協の役割・支援策（バックアップ機能）

- 市町村社協が抱える困難ケースへの対応について広域的な視点から支援し、市町村社協と協働して解決を図る。また、監督機能について家裁等と連携して検討をする。
- 市町村社協間の連携・調整を行い、課題等の共有ができる仕組みを構築する。
- 広域で実施をした方が好ましい事業（研修、広報等）について、広域実施をする。

成年後見支援Cの役割

情報の共有

対応への助言

アウトリーチ

情報の共有

制度活用の検討

資源の開発

相談者との協働

専門相談の実施

専門職との連携

専門職との連携

専門機関との連携

結果の共有

局内連携

地域との協働

資源の開発

課題等の共有
研修等の実施
関係機関との調整

2. 提言と京都府社協の役割

(1) 京都府内市町村への提言

【提言 1】

市町村域において、関係機関との十分な連携を図り、成年後見制度の利用促進施策を策定してください。

(説明)

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨にのっとり、自主的・主体的に、地域特性に応じた成年後見制度の利用促進施策を策定のうえ、実施してください。
- 施策を策定する際には、所管を明確にした上で、成年後見制度のニーズの把握及びニーズに応じる供給体制について検討を行ってください。
- また、ニーズの把握及びニーズに応じる供給体制について検討を行う際には、三士会（京都弁護士会、京都司法書士会、京都社会福祉士会）をはじめとする成年後見関係専門職、及び当事者団体、市町村社協等関係機関の意見を反映してください。
- 成年後見制度が「府内一律に誰もが利用できる」制度となるよう、市町村長申立や成年後見制度利用支援事業などの関連施策への十分な財源確保に努めてください。

【提言 2】

権利擁護・成年後見制度に関する施策を推進し、専門相談対応を行うセンター（成年後見支援センター等）の設置をお願いします。

(説明)

- 市町村において、権利擁護・成年後見制度に関する施策を推進するためには、制度施策の適切な周知・啓発及び相談支援体制の拡充が必要であり、権利擁護支援の総合的な窓口が必要になります。
- 具体的な権利擁護・成年後見制度に関する住民及び福祉専門職等からの相談や、専門職や親族後見人の支援を行うためのセンター（成年後見支援センター等）の設置を検討してください。
- 設置主体である市町村はセンター（成年後見支援センター等）の設置にあたり、果たす役割を十分に理解いただき、運営主体への十分な財政支援について配慮ください。

【提言 3】

市民後見人の養成は、市民後見の意義を踏まえるとともに、十分な体制整備を検討のうえ実施してください。

(説明)

- 市民後見人の養成を行う前に、専門職とは異なる市民後見人による支援の意義を踏まえ、市民後見の推進方策を策定し、実施してください。
- また、養成後の市民後見人へのフォローアップや受任後の支援、監督機能等に関する検討及び体制整備をはかってください。その際、事前に家庭裁判所との協議を行ってください。

【提言 4】

地域における権利擁護の推進に関して、市町村社協への財政支援をお願いします。

(説明)

- 地域福祉権利擁護事業の利用者は年々増加しており、市町村社協の実施体制も十分とはいえない状況です。
- また、利用促進法の施行にかかり、成年後見制度へのつながりを行う市町村社協の役割は今後大きくなります。
- 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に移行するケースや、成年後見制度を利用しながら地域福祉権利擁護事業を併用する等、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業は相互補完的な関係にあるといえます。
- 権利擁護支援において、地域福祉権利擁護事業の果たしている役割を十分に理解いただくとともに、市町村社協への財政支援について配慮ください。

(2) 京都府への提言

【提言 1】

京都府内あまねく成年後見制度の利用が促進されるよう、広域的な見地から支援を行ってください。

(説明)

- 市町村が施策を策定する過程において、市町村連絡会等を設置し、広域的な見地から支援を行ってください。
- 市町村域での、成年後見制度の利用促進が難しい場合、広域での実施等の支援を行い、市町村間での格差が生じないような支援策を講じてください。

【提言 2】

京都府内の権利擁護支援の推進に関して、京都府社協への財政支援をお願いします。

(説明)

- 第4回成年後見制度利用促進委員会において、全国知事会より、「成年後見制度の利用促進に向けて」と題し、「密接に関連する事業」として、地域福祉権利擁護事業は「必要に応じ利用者に成年後見制度を紹介」とあげられています。
- 地域福祉権利擁護事業の利用者は年々増加しており、京都府社協の実施体制も十分とはいえない状況です。
- 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に移行するケースや、成年後見制度を利用しながら地域福祉権利擁護事業を併用する等、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業は相互補完的な関係にあるといえます。
- 地域福祉権利擁護事業の果たしている役割を十分に理解いただくとともに、成年後見制度の

利用の促進を含めた京都府内の権利擁護支援の更なる推進に関して、京都府社協への財政支援をお願いします。

（３）京都府内市町村社協への提言

【提言１】

市町村と連携し、地域における権利擁護・成年後見制度のニーズの把握に努め、市町村に対し、住民と協働の取組みが実施できる施策が策定されるよう働きかけを行ってください。

（説明）

- 市町村は地域における成年後見制度のニーズを把握し、成年後見制度の利用促進を講じるなどの行政の実施責任があります。
- 市町村社協は、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを、住民の参画によって推進していくことが求められています。このため、権利擁護・成年後見制度に関係する地域の実情や諸課題を地域福祉問題として住民の関心を喚起し、住民参加により、制度施策化に向けた提言活動を行うことが必要です。
- まず、市町村社協は市町村が成年後見制度のニーズを把握するための調査に参画することが求められます。
- また、住民の参画により実施している、地域福祉権利擁護事業等の個別支援や、関係機関とのネットワークや当事者との協働を基盤とした地域支援の実践から得た知見を、市町村における権利擁護・成年後見制度の施策の策定に反映することが必要です。
- さらに、市町村社協は関係機関・団体の要望等を十分に踏まえた施策となるよう、市町村に働きかけを行うことが重要です。

【提言２】

成年後見制度に関する関係機関・団体との連携・協働した取組みを実施してください。

（説明）

- 社協で実施している「初期相談」（「心配ごと相談」等の生活相談事業や地域における、①アウトリーチ機能、②課題発見機能、③ネットワーク機能、④生活課題の把握・課題解決に向けた新たな活動展開）と、個別支援との連携を強化してください。
- そのうえで、社協において、関係機関・団体と連携した「法律相談」や「権利擁護相談」等の相談事業を実施することが考えられます。
- また、これらの相談事業の蓄積から相談力を向上させることも重要であり、社協として「相談会」等の実施から課題を「発見」し、「解決」する役割も期待できます。

【提言３】

地域ニーズに基づき、法人後見を実施してください。また、権利擁護支援を推進する、成年後見支援センター（仮称）を市町村が設置した際には、受託の検討をしてください。

(説明)

- 地域福祉権利擁護事業の利用者で、関係性を築くことが難しい等の理由で、専門職後見による成年後見制度の利用が難しい方への支援として、法人において成年後見人等を受任することが考えられます。
- また、関係機関とのネットワークを形成し、成年後見制度の相談等を行う成年後見支援センター（仮称）を設置し、専門職後見へつなぐ「ハブ機能」を各市町村社協に持つことも考えられます。相談を行う中で、法人において成年後見人等の受任が適切なケースについては、受任することの検討をします。
- 市町村が、成年後見支援センター（仮称）を設置した際には、市町村社協として受託を検討するとともに、専門相談機関と位置付け、地域における専門職との連絡会の実施や、親族後見人への支援、制度の周知・啓発事業の実施を行うことも考えられます。

（４）京都府社協の役割

【役割１】

権利擁護・成年後見制度の推進に関して、市町村社協との連携を強化します。

【役割２】

市町村域における成年後見支援センター（仮称）のバックアップ機能（マニュアル作成、困難ケースの対応、法人後見受任ケースの監督機能、法人後見の履行補助者の研修、成年後見制度周知・啓発等）について具体的な検討を行います。

【役割３】

法人後見実施社協の実態から、改善要望等の取りまとめや、家庭裁判所との協議を行います。

【役割４】

市町村社協及び関係機関・団体と連携し、地域福祉を基盤とした成年後見制度の推進策の研究を継続して行います。